

## 水質汚濁防止法施行規則様式 記載例

資料1 使用届（有害物質使用特定施設）・・・改正法附則第3条第1項  
～合流式下水道に、雨水も含め水の全量を放流する工場・事業場用～

- ・ 届出事項内容
- ・ 別紙 12～15

法改正で水濁法の対象となった合流式下水道区域の方が、有害物質使用特定施設の使用届を提出される場合

資料2 使用届（有害物質貯蔵指定施設）・・・改正法附則第3条第1項  
～全ての工場・事業場用～

- ・ 届出事項内容
- ・ 別紙 12～15

法改正で水濁法の対象となった有害物質貯蔵指定施設の使用届を提出される場合

資料3 設置届（有害物質使用特定施設）・・・水濁法第5条第1項  
～公共用水域に排水（雨水を含む。）を放流する工場・事業場用～

- ・ 届出事項内容
- ・ 別紙 1、1の2、2

水濁法の対象の方が、有害物質使用特定施設の設置届を提出される場合

設置許可申請（有害物質使用特定施設）・・・瀬戸法第5条第1項  
～公共用水域に排水（雨水を含む。）を放流する工場・事業場用～

- ・ 申請事項内容
- ・ 別紙 1、7

瀬戸法の対象の方が、有害物質使用特定施設の設置許可申請を提出される場合

資料4 設置届（有害物質使用特定施設）・・・水濁法第5条第3項  
～合流式下水道に、雨水も含め水の全量を放流する工場・事業場用～

- ・ 届出事項内容
- ・ 別紙 12～15

法改正で水濁法の対象となった合流式下水道区域の方が、有害物質使用特定施設を新設される場合

資料5 設置届（有害物質貯蔵指定施設）・・・水濁法第5条第3項  
～全ての工場・事業場用～

- ・ 届出事項内容
- ・ 別紙 12～15

法改正で水濁法の対象となった有害物質貯蔵指定施設を新設される場合

平成 24 年 5 月

兵庫県 神戸市 姫路市 尼崎市  
明石市 西宮市 加古川市 宝塚市

## 添付図面について

図面の作成にあたっては、以下の点にご留意下さい。

なお、原則として、図面のサイズはA4ないしA3で統一してください。

### 1 添付図面について

#### 1) 工場付近見取図(主要河川等への放流経路を含む)

工場周辺の公共用水域の分かるもの

1万分の1～2万5千分の1程度の図面に工場又は事業場の位置を明示し、工場又は事業場から主要河川又は瀬戸内海等に流入するまでの排出水の放流経路を表示する。

排水口の位置

1千分の1～2千5百分の1程度の図面に工場又は事業場の排水口の位置を明示する。

有害物質貯蔵指定施設についての届出の場合は、工場又は事業場外への水の排出がない場合は、放流経路や排水口の位置の明示は不要。

#### 2) 工場内の配置図(主要な施設の配置図を含む)

有害物質貯蔵指定施設や有害物質使用特定施設(以下「有害物質貯蔵指定施設等」という。)の位置が分かるもの

工場又は事業場内の平面図や建物配置図などを利用して、有害物質貯蔵指定施設等、主要機械・装置、設備、污水处理施設などの位置を分かりやすく明示する。必要な建物の名称も明示すること。

有害物質貯蔵指定施設等を設置する建物が複数階等の場合、各階の平面図により明示する。

有害物質使用特定施設に係る有害物質の保管場所も明示すること。

漏えい等を検知するための設備等を設置する場合はその位置を明示する。

#### 3) 有害物質貯蔵指定施設等の構造図(関連する主要機械・主要装置、設備の配置図を含む)

有害物質貯蔵指定施設等の構造図(立面図、平面図)等で施設全体の外形寸法又は主要な寸法を明記する。

有害物質貯蔵指定施設等に関連する主要機械、主要装置を含む配置図とすること。

有害物質貯蔵指定施設等の床面及び周囲について、防液堤、側溝、ためます等を設置する場合は位置を明示する。

#### 4) 有害物質貯蔵指定施設等の設備の構造図

有害物質貯蔵指定施設等に付帯する配管、排水溝、ためます等の設備について明示する。

設備の外形寸法又は主要な寸法を明記する。

#### 5) 施設の操業系統図(フローシート)

有害物質貯蔵指定施設等を含む一連の施設全体のフロー図により操業系統を明示する。

#### 6) 用水及び排水の系統(有害物質貯蔵指定施設の場合、有害物質の搬入及び搬出の系統)

有害物質使用特定施設の場合、必要に応じて用水及び排水の収支がわかる図面を添付。

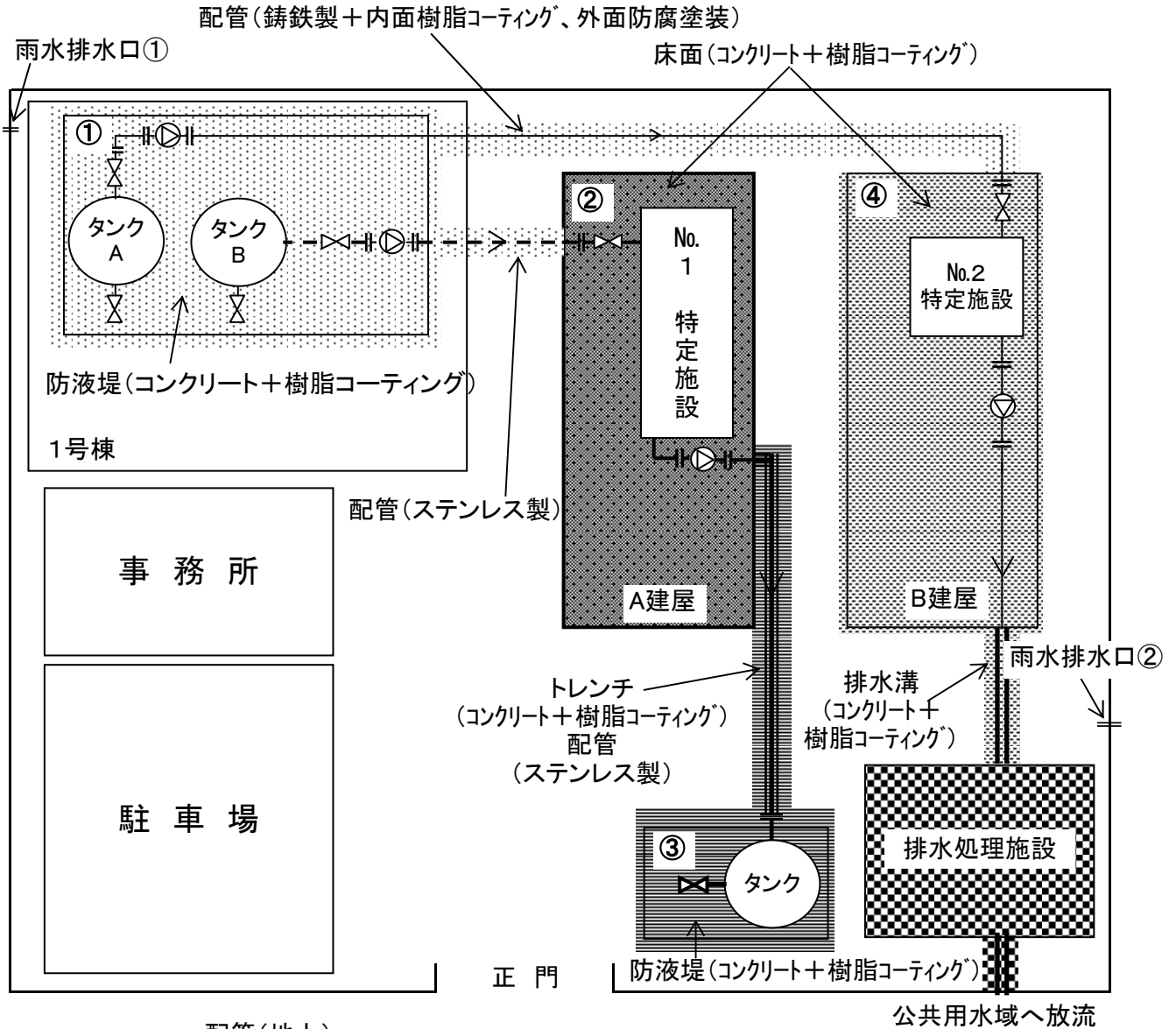
有害物質貯蔵指定施設の場合、必要に応じて有害物質の搬入及び搬出がわかる図面を添付。

いずれの場合も、有害物質の保管場所を明示するとともに、有害物質貯蔵指定施設等の設備の状況がわかるようにする。

### 2 その他

変更届や変更許可申請の場合、添付する図面等については、原則として変更前を赤字や蛍光ペンで縁取りするなどして明示し、変更前後が分かりやすいようにする。

有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設の届出における配置の一例  
 (①～④の区分毎に届出が必要)



- : 配管(地上)
- - - - : 配管(地下)
- ==== : 配管(トレンチ構造)
- : ポンプ
- ◇— : バルブ
- ||— : フランジ
- ==== : 排水溝

- ①: 有害物質貯蔵指定施設届出範囲
- ②: 有害物質使用特定施設届出範囲
- ③: 有害物質貯蔵指定施設届出範囲
- ④: 有害物質使用特定施設届出範囲
- ④の届出の範囲ではあるが、構造等の基準の  
 適当外であり、定期点検の規定は適用されない。  
 しかし、自主的な取組を行うことが望ましい。

※ この他、有害物質貯蔵指定施設や有害物質使用特定施設について、構造図が必要となります。  
 (既に届出済の場合は不要)



**資料 1 記載例 改正法附則第 3 条第 1 項  
使用届（有害物質使用特定施設）**  
～合流式下水道に、雨水も含め水の全量を放流する工場・事業場用～

様式第 1（第 3 条関係）（表面）

特定施設（~~有害物質貯蔵指定施設~~）設置（~~使用、変更~~）届出書

平成24年 6 月 日

兵庫県知事  
殿  
(市長)

届出者 〒 -  
市 1 - 2 - 3  
クリーニング株式会社  
代表取締役社長

印

水質汚濁防止法第 5 条第 1 項、第 2 項又は第 3 項（第 6 条第 1 項又は第 2 項、第 7 条）の規定により、特定施設（~~有害物質貯蔵指定施設~~）について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	クリーニング株式会社 事業所	整理番号	
工場又は事業場の所在地	〒 - 市 1 - 2 - 3	受理年月日	年 月 日
第 5 条 第 1 項 関 係	特定施設の種類	施設番号	
	有害物質使用特定施設の該当の有無	有 無	審査結果
	特定施設の構造	別紙 1 のとおり。	備考
	特定施設の設備（有害物質使用特定施設の場合に限る。）	別紙 1 の 2 のとおり。	
	特定施設の使用の方法	別紙 2 のとおり。	
	汚水等の処理の方法	別紙 3 のとおり。	
	排出水の汚染状態及び量	別紙 4 のとおり。	
排出水の排水系統別の汚染状態及び量	別紙 5 のとおり。		
排出水に係る用水及び排水の系統	別紙 6 のとおり。		

様式第1 (裏面)

第5条第3項関係	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	<input checked="" type="checkbox"/> 有害物質使用特定施設 有害物質貯蔵指定施設		
	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり。		
	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13のとおり。		
	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14のとおり。		
	施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙15のとおり。		

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる番号及び名称（指定地域特定施設にあつては、名称）を記載すること。
  - 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙1の2を提出することを要しない。
  - 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
  - 4 印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
  - 5 印の欄には、記載しないこと。
  - 6 排出水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限つて欄を設けること。
  - 7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
  - 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
  - 9 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

## 届出事項内容

(第5条第3項、第6条第1項又は第7条関係)

事業場名 クリーニング株式会社 事業所  
 担当者職氏名 課  
 (電話) 078 - -

- ・ 当社では、67号 普通洗たく業の用に供する洗浄施設を1基設置しており、溶剤にテトラヒドロエチレンを使用しています。
- ・ このため、この洗浄施設が有害物質使用特定施設に該当することから、使用届を提出します。
- ・ なお、当事業所は、現在、合流式下水道区域に位置しますので、公共用水域への排水（雨水を含む。）の放流はしていません。

既届出記載事項の変更等の状況		別紙の添付状況
有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の構造	無・有	別紙12
有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の設備	無・有	別紙13
有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の使用の方法	無・有	別紙14
用水及び排水の系統（搬入及び搬出の系統）	無・有	別紙15

添付図面内訳		添付の状況
工場付近見取図(主要河川等への放流経路等を含む)	別紙15関係	別図1
工場内の配置図(主要な施設の配置図を含む)	別紙12、13、14関係	別図2
有害物質使用特定施設(有害物質貯蔵指定施設)の構造図(施設に関連する主要機械・主要装置、設備の配置図を含む)	別紙12、13関係	別図3-1、3-2 別図4-1、4-2
施設の操業系統図(フローシート)	別紙14関係	別図5

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の構造

工場又は事業場における施設番号	1号機	工場・事業場内の全施設から当該施設を特定するために用いている番号、名称を記載。
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質使用特定施設 (67号 洗たく業の用に供する洗淨施設)	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の他、有害物質使用特定施設の場合は、水濁施行令別表第1の特定施設番号と名称を記載。
型式	パークドライ機 (社製 918L)	
メーカー名、機種名等、施設を特定できる内容を記載。		
構造	材質：ステンレス製 (構造図は、別図3-1のとおり)	施設の主要部分の材質を記載し、構造図を添付。
主要寸法	L H W 2100×2300×1100mm (別図3-1のとおり)	
能力	20kg/回	
配置	作業場1階 (別図2のとおり)	地下に設置している場合はその旨を記載。図面を添付。
床面及び周囲	床面：コンクリート(厚さ100mm)及び樹脂コーティング 周囲：コンクリート(厚さ100mm)及び樹脂コーティング、側溝、ためます (別図3-2のとおり)	施設の床面及び周囲の構造等について記載 防液堤等については、可能な場合には容量を記載 図面を添付。
設置年月日	平成10年10月1日	
工事着手予定年月日		使用届の場合のみ記載。
工事完成予定年月日		
使用開始予定年月日		
その他参考となるべき事項		

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。



有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の設備

工場又は事業場における施設番号	1号機	
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質使用特定施設 (67号 洗たく業の用に供する 洗浄施設)	施設に付帯する配管、排水溝、ためます等の設備名を記載。
設備	バルブ類 × 1 ためます × 1	
構造	バルブ類：ステンレス製 ためます：コンクリート製（厚さ50mm） +樹脂コーティング （構造図は、別図4-1のとおり）	設備欄に記載した設備の材質を記載。検知設備を有する場合も記載。図面を添付。
主要寸法	バルブ類：径25mm × 100mm ためます： 500mm × 500mm × 深さ400mm （別図4-2のとおり）	設備のうち、主なものについて寸法を記載。
配置	作業場1階 （別図2のとおり）	設備が配置されている建物の名称・位置等を記載。図面を添付。地下に設置されている場合はその旨を記載。
設置年月日	平成10年10月1日	
工事着手予定年月日	/	使用届の場合のみ記載
工事完成予定年月日		
使用開始予定年月日		
その他参考となるべき事項		ためますは非常用。通常は有害物質を含む水は流れない。

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備の配置を記載すること。

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の使用の方法

工場又は事業場における施設番号	1号機	
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質使用特定施設 (67号 洗たく業の用に供する 洗浄施設)	
設置場所	作業場1階 (別図2のとおり)	図面を添付。
操業の系統	衣類のドライクリーニングを行う (別図5のとおり)	施設を含む操業系統を別図 で記載。
使用時間間隔	9:00 ~ 17:00	
1日当たりの使用時間	8時間	
使用の季節的変動	なし	
原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量(有害物質使用特定施設の場合に限る。)	ドライクリーニング 溶剤 リットル/日 ( %テトラクロロエチレン含有)	施設を含む作業工程で、 有害物質を使用している場合、 有害物質の種類、使用量を原材 料の欄に記載。
貯蔵する有害物質の種類(有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。)		有害物質の製造、処理を行っている 場合には、有害物質の種類と製造 量、処理量を記載。
その他参考となるべき事項	テトラクロロエチレンを含む溶剤は機器 内で蒸留し再生。 カートリッジ及びスラッジは産廃処理。 水分は大気へ蒸発放出。	

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、使用時間間隔の欄及び1日当たりの使用時間の欄には、それぞれ当該施設への有害物質を含む水の供給時における当該施設の使用時間間隔及び使用時間を記載すること。

届出様式においては義務とはなっていないが、**管理要領、点検頻度、同等以上の点検の内容など**について、必要に応じて添付することが望ましい。

必要に応じて図面を添付。用水及び排水の収支を記載。

用水及び排水の系統 ( 搬入及び搬出の系統 )

施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統 ( 有害物質使用特定施設の場合に限る。 ) 又は貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統 ( 有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。 )	10(10) 上 水 間接冷却水	67号 洗淨施設 ( 水洗機 )	10(10)	
	2 (2) ( 生活排水 )	水洗用水 30(30)		42(42)
			合流式下水道へ放流	
	[ ] : 有害物質使用特定施設 : 地上配管 数値 : 通常水量(最大水量)m <sup>3</sup> /日			
	( 参考 ) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 溶剤業者がトラックで、溶剤 ( 一斗缶 ) を搬入</li> <li>・ 溶剤保管場所で一斗缶を保管 ( 床面は樹脂コーティング )</li> <li>・ 残溶剤は一斗缶ごと手運搬で保管場所へ戻す。空缶は次回納入時に、溶剤業者が持ち帰り。</li> <li>・ ドライ機内で発生する水分は加熱蒸発 ( 大気へ蒸気放出 )</li> <li>・ 溶剤は機器内で循環使用。蒸留で再生。</li> <li>・ フィルタメント(カートリッジ)。逆洗で再生。産廃業者へ処理委託。</li> <li>・ スラッジ ( 密閉型スラッジ 用収納容器で保管。産廃業者へ処理委託 )</li> </ul>			
有害物質の保管場所も参考として記載。	施設から有害物質が系外へ出る可能性があるところは要注意。			
	有害物質が流れない系統、雨水や生活排水等の系統は記載省略可。			
用途別用水使用量	用 途	使 用 水	用水使用量 ( m <sup>3</sup> / 日 )	
	間接冷却水	上 水	10 ( 10 )	
	水洗用水	上 水	30 ( 30 )	
	生活用水	上 水	2 ( 2 )	
	合 計	-	42(42)	

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、用途別用水使用量の欄には記載しないこと。



**資料2 記載例 改正法附則第3条第1項  
使用届（有害物質貯蔵指定施設）  
～全ての工場・事業場用～**

様式第1（第3条関係）（表面）

~~特定施設（有害物質貯蔵指定施設）設置（使用、変更）届出書~~

平成24年6月 日

兵庫県知事  
殿  
(市長)

〒 -  
市 1 - 2 - 3  
届出者 株式会社 印  
代表取締役社長

水質汚濁防止法第5条第1項、第2項又は第3項（第6条第1項又は第2項、第7条）の規定により、~~特定施設（有害物質貯蔵指定施設）~~について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		株式会社 事業所	整理番号	
工場又は事業場の所在地		〒 市 1 - 2 - 3	受理年月日	年 月 日
第5条第1項関係	特定施設の種類		施設番号	
	有害物質使用特定施設の該当の有無	有 無	審査結果	
	特定施設の構造	別紙1のとおり。	備考	
	特定施設の設備（有害物質使用特定施設の場合に限る。）	別紙1の2のとおり。		
	特定施設の使用の方法	別紙2のとおり。		
	汚水等の処理の方法	別紙3のとおり。		
	排出水の汚染状態及び量	別紙4のとおり。		
	排出水の排水系統別の汚染状態及び量	別紙5のとおり。		
排出水に係る用水及び排水の系統	別紙6のとおり。			

様式第1 (裏面)

第5条第3項関係	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質使用特定施設 <input checked="" type="checkbox"/> 有害物質貯蔵指定施設		
	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり。		
	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13のとおり。		
	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14のとおり。		
	施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙15のとおり。		

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる番号及び名称（指定地域特定施設にあつては、名称）を記載すること。
  - 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙1の2を提出することを要しない。
  - 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
  - 4 印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
  - 5 印の欄には、記載しないこと。
  - 6 排水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限って欄を設けること。
  - 7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
  - 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
  - 9 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

## 届出事項内容

(第5条第3項—第6条第1項又は第7条関係)

事業場名 株式会社 事業所

担当者職氏名 課

(電話) 078 - -

- ・ 当社では汎用エンジン部品工場を設置しており、電気めっき施設用にクロムめっき液（原材料）保管のための貯蔵用タンク（45リットル）を1基設置しています（当社の施設管理番号C-1）。この1基が有害物質貯蔵指定施設該当します。
- ・ また、電気めっき施設からの発生する廃液は六価クロムを含むため、産業廃棄物として委託処理します。この廃液の保管のためのタンク（60リットル）を1基設置しています（当社の施設管理番号W-1）。この1基が有害物質貯蔵指定施設に該当します。
- ・ 以上のため、有害物質貯蔵指定施設の使用届を提出します。

既届出記載事項の変更等の状況		別紙の添付状況
有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の構造	無・有	別紙12
有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の設備	無・有	別紙13
有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の使用の方法	無・有	別紙14
用水及び排水の系統（搬入及び搬出の系統）	無・有	別紙15

添付図面内訳		添付の状況
工場付近見取図(主要河川等への放流経路等を含む)	別紙15関係	別図1
工場内の配置図(主要な施設の配置図を含む)	別紙14関係	別図2
有害物質使用特定施設(有害物質貯蔵指定施設)の構造図(施設に関連する主要機械・主要装置、設備の配置図を含む)	別紙12、13関係	別図3-1～3-4 別図4-1～4-4
施設の操業系統図(フローシート)	別紙14関係	別図5

工場・事業場内の全施設から当該施設を特定するために用いている番号、名称を記載。

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の構造

工場又は事業場における施設番号	C - 1	W - 1
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質貯蔵指定施設	有害物質貯蔵指定施設
型 式	社製 A13型	× × 社製 W15型
構 造	タタ材質：FRP製 (構造図は、別図3-1のとおり)	タタ材質：鋼板製 + 塩ビライニング (構造図は、別図3-3のとおり)
主 要 寸 法	L W H 350 × 350 × 500 mm (別図3-2のとおり)	L W H 450 × 350 × 500 mm (別図3-4のとおり)
能 力	クロムめっき液 45 L	めっき廃液 60 L
配 置	施設 : 1号棟地上1階 主要機械 : 1号棟地下1階 に設置 (別図2のとおり)	1号棟地上1階 (別図2のとおり)
床 面 及 び 周 囲	床面 : コンクリート + 樹脂コーティング 周囲 : 防液堤 (50 L)	床面 : コンクリート + 樹脂コーティング、ステンレス製受け皿 周囲 : 側溝
設 置 年 月 日	平成10年10月1日	平成10年10月1日
工事着手予定年月日		
工事完成予定年月日		
使用開始予定年月日	使用届の場合のみ記載	
その他参考となるべき事項		

メーカー名、機種名等、施設を特定できる内容を記載。

施設の主要部分の材質を記載し、構造図を添付。

地下に設置している場合はその旨を記載。図面を添付。

施設の床面及び周囲の構造等について記載。防液堤については、可能な場合、容量を記載。図面を添付。

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。



有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の設備

工場又は事業場における施設番号	C - 1	W - 1
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質貯蔵指定施設	有害物質貯蔵指定施設
設備	地下配管 × 4本 フランジ（C系列）× 8個 ポンプ（C系列）× 2個 検知設備 （電気伝導率計（製）） 防液堤	施設に付帯する配管、排水溝、 ためます等の設備名を記載。  ポンプ（W系列） 受け皿 側溝
構造	地下配管：塩化ビニル製 フランジ：塩化ビニル製 ポンプ：鋼製+樹脂コーティング* 検知設備：電極、検知器、記録計等 防液堤：コンクリート+樹脂コーティング* （構造図は、別図4-1のとおり）	ポンプ：鋼製+樹脂コーティング* 受け皿：ステンレス製+樹脂コーティング* 側溝：コンクリート+樹脂コーティング* （構造図は、別図4-3のとおり）  設備のうち主なものについて、寸法を記載。
主要寸法	地下配管：25×延べL2500mm ポンプ：L450×W400×H500mm 検知設備：L450×W120mm 防液堤：L500×W500×H200mm （別図4-2のとおり）	ポンプ：L450×W400×H500mm 受け皿：L500×W400×H50mm 側溝：L520×W420×深さ50mm （別図4-4のとおり）
配置	施設：1号棟地上1階 主要機械：1号棟地下1階 に設置 （別図2のとおり）	1号棟地上1階 （別図2のとおり） 設備が配置されている建物の名称・位置等を記載。図面を添付。 地下に設置されている場合はその旨を記載。
設置年月日	平成10年10月1日	平成10年10月1日
工事着手予定年月日		
工事完成予定年月日		
使用開始予定年月日		
その他参考となるべき事項	有害物質を処理した後、定量下限未達となった水が流れる配管等、有害物質を含む水が流れない場合には、構造等に関する基準が適用されないため、その旨を記載	

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備の配置を記載すること。

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の使用の方法

工場又は事業場における施設番号	C - 1	W - 1
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質貯蔵指定施設	有害物質貯蔵指定施設
設置場所	施設 : 1号棟地上1階 主要機械 : 1号棟地下1階に設置 (別図2のとおり)	1号棟地上1階 (別図2のとおり)
操業の系統	原材料の受け入れ (別図5のとおり)	廃液の貯蔵 (別図5のとおり)
使用時間間隔	1ヶ月に1回 (8:00~10:00)	8:00~17:00
1日当たりの使用時間	2時間	9時間
使用の季節的変動	なし	なし
原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量(有害物質使用特定施設の場合に限る。)	貯蔵する有害物質の種類を記載。	
貯蔵する有害物質の種類(有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。)	無水クロム酸5kg・ %液で貯蔵	無水クロム酸廃液を貯蔵
その他参考となるべき事項	クロムめっき液として自動車部品製造ラインで使用。月1回新規供給。	自動車部品製造ラインからの廃液。産業廃棄物として委託処分。

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、使用時間間隔の欄及び1日当たりの使用時間の欄には、それぞれ当該施設への有害物質を含む水の供給時における当該施設の使用時間間隔及び使用時間を記載すること。

用水及び排水の系統（搬入及び搬出の系統）

<p>施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統（有害物質使用特定施設の場合に限る。）又は貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統（有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。）</p>	<p>搬入業者がトラックで原材料を1回/月の頻度で搬入。薬品倉庫で保管。                  原材料：苛性ソーダ、濃硫酸、無水クロム酸（粉体）等                  （台車で運搬）</p> <p><b>有害物質貯蔵指定施設</b>（タンクC-1に手作業で各種原材料を投入し、めっき液を作成後、貯蔵。床面はコンクリ+樹脂コーティング。防液堤設置。）</p> <p>（ポンプ）                  （地下配管：塩化ビニル製）</p> <p>有害物質使用特定施設</p> <p>（ポンプ）                  （地下配管：塩化ビニル製）</p> <p><b>有害物質貯蔵指定施設</b>（タンクW-1に廃液を貯蔵。床面はコンクリ+樹脂コーティング。ステンス受け皿、側溝設置。）</p> <p>引き抜き</p> <p>産廃業者へ処理委託（タンクローリーで引き抜き）</p>		
<p>用途別用水使用量</p>	<p>用 途</p>	<p>使 用 水</p>	<p>用水使用量(m<sup>3</sup>/日)</p>
<p>（この表は斜線で示され、記載内容がない。）</p>			

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、用途別用水使用量の欄には記載しないこと。



**資料3 記載例 水濁法第5条第1項  
設置届（有害物質使用特定施設）**

～ 公共用水域に排水（雨水を含む。）を放流する工場・事業場用～

様式第1（第3条関係）（表面）

特定施設（~~有害物質貯蔵指定施設~~）設置（~~使用、変更~~）届出書

平成24年7月1日

兵庫県知事  
殿  
(市長)

届出者 〒 - 市 1 - 2 - 3  
株式会社  
代表取締役社長 印

水質汚濁防止法第5条第1項、~~第2項又は第3項（第6条第1項又は第2項、第7条）~~の規定により、特定施設（~~有害物質貯蔵指定施設~~）について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		株式会社 事業所	整理番号	
工場又は事業場の所在地		〒 - 市 1 - 2 - 3	受理年月日	年 月 日
第5条第1項関係	特定施設の種類	66号 電気めっき施設 63号水 塵ガス洗浄施設	施設番号	
	有害物質使用特定施設の該当の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	審査結果	
	特定施設の構造	別紙1のとおり。	備考	
	特定施設の設備（有害物質使用特定施設の場合に限る。）	別紙1の2のとおり。		
	特定施設の使用の方法	別紙2のとおり。		
	汚水等の処理の方法	別紙3のとおり。		
	排出水の汚染状態及び量	別紙4のとおり。		
	排出水の排水系統別の汚染状態及び量	別紙5のとおり。		
排出水に係る用水及び排水の系統	別紙6のとおり。			

様式第1 (裏面)

第5条第3項関係	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質使用特定施設 有害物質貯蔵指定施設		
	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり。		
	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13のとおり。		
	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14のとおり。		
	施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙15のとおり。		

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる番号及び名称（指定地域特定施設にあつては、名称）を記載すること。
  - 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙1の2を提出することを要しない。
  - 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
  - 4 印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
  - 5 印の欄には、記載しないこと。
  - 6 排水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限つて欄を設けること。
  - 7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
  - 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
  - 9 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

届出事項内容

(第5条第1項、~~第6条第1項又は第2項、第7条関係~~)

事業場名 株式会社 事業所  
 担当者職氏名 課  
 (電話) 078 - -

(工場の例) ・当社の 事業場では汎用エンジン部品工場を設置していますが、新たに自動車部品製造ラインを新設します。新設ラインのうち、クロムめっき施設1基(3)が66号電気めっき施設、部品塗装施設・塗装ブース(5)が63号ホ廃ガス洗淨施設に該当します。  ・これらはいずれも有害物質使用特定施設に該当します。  ・自動車部品製造ラインの新設により排出水量が増加しますが、一部製造ラインの廃止により、排出水量が同量減少するため、排出水量に変更はありません。		
既許可又は届出記載事項の変更等の状況	別紙の添付状況	廃止予定の特定施設(号番号・基数・廃止予定年月日)
特定施設の構造	無・有	別紙1
特定施設の設備	無・有	別紙1の2
特定施設の使用の方法	無・有	別紙2
汚水等の処理の方法	無・有	別紙3
排出水の汚染状態及び量	無・有	別紙4
排出水の排水系統別の汚染状態及び量	無・有	別紙5
用水及び排水の系統	無・有	別紙6
		廃止予定の特定施設(号番号・基数・廃止予定年月日) ・自動車部品製造ラインの新設にあわせて、一部製造ラインを廃止する予定。 ・これに伴い、66号電気めっき施設1基(2)、63号ホ湿式スクラバー1基(4)を廃止します。 ・廃止予定年月日 平成 年 月 日  汚染状態 —— 減・ <u>変らず</u> ・増 排出水量 —— 減・ <u>変らず</u> ・増  (その理由) ・自動車部品製造ラインの新設により排出水量が増加しますが、一部製造ラインの廃止により、排出水量が同量減少するため、排出水量に変更はありません。 ・電気めっき施設及び塗装ブースの設置、電気めっき施設及び湿式スクラバーの廃止により、汚染状態、排出水量に変更はありません。

添付図面内訳		添付の状況
工場付近見取図(主要河川等への放流経路を含む)	別紙1関係	別図1
工場内の配置図(主要な施設の配置図を含む)	別紙2関係	別図2
特定施設の構造図(特定施設に関連する主要機械・主要装置、設備の配置図を含む)	別紙1関係 別紙1の2関係	別図3-1~3-4 別図4-1~4-4
施設の操業系統図(フローシート)	別紙2関係	別図5
工場内排水経路図(排水口の位置図を含む)	別紙3関係	別図6
汚水処理施設の構造図	別紙3関係	別図7
汚水処理施設の処理系統図(フローシート)	別紙3関係	別図8

特定施設の構造		工場・事業場内の全施設から当該施設を特定するために用いている番号、名称を記載。	
工場又は事業場における施設番号	3	5	
特定施設番号及び名称	66号 電気めっき施設	63号ホ 廃ガス洗浄施設	
型 式	全自動バレル回転式 ( 社製 Z B - A 1 )	プッシュプル式対面型塗装ブース ( 社製 C 3 6 A )	メーカー名、機種名等、施設を特定できる内容を記載。
構 造	槽材質：鉄製 + 塩化ビニル 電極材質：鉛 ( 構造図：別図3-1のとおり )	材質：ステンレス製 ( 構造図：別図3-3のとおり )	施設の主要部分の材質を記載し、構造図を添付。
主 要 寸 法	L H W 1.52 × 8.55m × 1.1m ( 別図3-2のとおり )	L H W 7.5 × 4.0 × 5.0m ( 別図3-4のとおり )	
能 力	製品300kg/日	300個/日	
配 置	めっき工場棟 1 階 ( 別図 2 のとおり )	めっき工場棟 1 階 ( 別図 2 のとおり )	地下に設置している場合はその旨を記載。図面を添付。
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日	
工事着手予定年月日	平成24年 8 月24日	平成24年 8 月24日	
工事完成予定年月日	着手後 3 月	着手後 3 月	
使用開始予定年月日	完成後	完成後	
その他参考となるべき事項	自動車備品製造ライン 床面：コンクリート(厚さ100mm)及び樹脂コーティング 周囲：防液堤を設け、流出を防止(コンクリート(厚さ100mm)及び樹脂コーティング、容量3.2m <sup>3</sup> ) (別図3-1のとおり)	自動車部品製造ライン 密閉室で作業。 床面：ステンレス製、グレーチング、ためます設置 水槽：鋼板製、容量4m <sup>3</sup> (別図3-3のとおり)	防液堤等については、可能な場合、容量を記入する。図面を添付。

備考 1 配置の欄には、当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

2 その他参考となるべき事項の欄には、当該特定施設が有害物質使用特定施設に該当する場合には、施設の床面及び周囲の構造等を記載すること。



特定施設の設備

工場又は事業場における施設番号	3	5
特定施設号番号及び名称	66号 電気めっき施設	63号ホ 廃ガス洗浄施設
施設に付帯する配管、排水溝、ためます等の設備名を記載。	地上配管×1、フランジ×1	地下配管×1 排水溝×1 ためます×1
設備欄に記載した設備の材質を記載 検知設備を有する場合も記載。図面を添付。	配管(地上):塩化ビニル製 フランジ:塩化ビニル製 (構造図は、別図4-1のとおり)	配管(地上):ステンレス製 排水溝、ためます:ステンレス製 (構造図は、別図4-3のとおり)
設備のうち、主なものについて寸法を記載。	配管(地上):直径75mm×30m フランジ:径120mm×16mm (別図4-2のとおり)	配管(地上):直径75mm×60m 排水溝: 幅300mm×深さ200mm×10m ためます: 500mm×500mm×400mm (別図4-4のとおり)
設備が配置されている建物の名称・位置等を記載。 図面を添付。 地下に設置されている場合はその旨を記載。	めっき工場1階 (配置は別図2のとおり)	めっき工場1階 (配置は別図2のとおり)
設置年月日	年月日	年月日
工事着手予定年月日	平成24年8月24日	平成24年8月24日
工事完成予定年月日	着手後3月	着手後3月
使用開始予定年月日	完成後	完成後
その他参考となるべき事項	自動車部品製造ライン	自動車部品製造ライン

- 備考 1 有害物質使用特定施設に該当しない場合には、本様式を提出することを要しない。
- 2 配置の欄には、当該特定施設の設備の配置を記載すること。

特定施設の使用方法

工場又は事業場における施設番号	3		5		
特定施設番号及び名称	66号 電気めっき施設		63号水 廃ガス洗浄施設		
設置場所	別図( 2 )のとおり		別図( 2 )のとおり		
操業の系統	別図( 5 )のとおり		別図( 5 )のとおり		
使用時間間隔	9:00 ~ 17:00		9:00 ~ 17:00		
1日当たりの使用時間	8時間		8時間		
使用の季節変動	なし		なし		
原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量	苛性ソーダ 3kg・%液で使用 濃硫酸 5リットル・%液で使用 無水酢酸 5kg・%液で使用 処理対象物：鋼板 500kg		洗浄液：地下水 2 m <sup>3</sup> 施設を含む作業工程で、有害物質を使用している場合、有害物質の種類、使用量を原材料の欄に記載。		
汚水等の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
	pH	6 ~ 8	4 ~ 10	5 ~ 7	5 ~ 7
	BOD (mg/L)	30	40	-	-
	COD (mg/L)	30	40	1,000	1,000
	SS (mg/L)	40	50	800	800
	T - N (mg/L)	3	5	-	-
	T - P (mg/L)	0.1	0.2	-	-
	六価クロム (mg/L)	120	130	-	-
	ニッケル抽出物質含有量 (mg/L)	1未満	1未満	300	300
汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)	通常	最大	通常	最大	
	40	50	2	2	
その他参考となるべき事項	有害物質の製造、処理を行っている場合には、有害物質の種類と製造量、処理量を記載。		廃液は全量産廃として業者へ処理を委託。		
	クロム還元後総合排水処理へ				

備考 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

**資料3 記載例 瀬戸法第5条第1項  
設置許可申請（有害物質使用特定施設）**

様式第1（第3条関係）

特定施設設置(変更)許可申請書

平成24年7月1日

兵庫県知事 殿  
(市長)

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

〒 市 1-2-3 印  
申請人 株式会社  
代表取締役社長

瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項(第8条第1項)の規定により、特定施設の設置(構造等  
の**変更**)の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

工場又は事業場の名称	株式会社 事業所	整理番号	
工場又は事業場の所在地	〒 市 1-2-3	受理年月日	年 月 日
特定施設の種類	66号 電気めっき施設 63号ホ 廃ガス洗浄施設	施設番号	
有害物質使用特定施設の該当の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	審査結果	
特定施設の構造	別紙1のとおり。	備 考	
特定施設の使用の方法	別紙2のとおり。		
汚水等の処理の方法	別紙3のとおり。		
排出水の量(排水系統別の量を含む。)	別紙4及び別紙5のと おり。		
排出水の汚染状態(排水系統別の汚 染状態を含む。)			
用水及び排水の系統	別紙6のとおり。		
特定施設の設備(有害物質使用特定 施設の場合に限る。)	別紙7のとおり。		

- 備考 1 特定施設の種類の欄には、当該特定施設が水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1又はダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成11年政令第433号）別表第2のいずれに該当するか、並びに当該別表に掲げる当該特定施設の号番号及び名称を記載すること。
- 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙7を提出することを要しない。
- 3 印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
- 4 印の欄には、記載しないこと。
- 5 変更申請の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 6 申請書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
- 7 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

届出・申請事項内容

事業場名 株式会社 事業所  
 担当者職氏名 課  
 (電話) 078 - -

(工場の例)

・当社の 事業場では汎用エンジン部品工場を設置していますが、新たに自動車部品製造ラインを新設します。新設ラインのうち、クロムめっき施設1基(3)が66号電気めっき施設、部品塗装施設・塗装ブース(5)が63号ホモガス洗浄施設に該当します。

・これらはいずれも有害物質使用特定施設に該当します。

・自動車部品製造ラインの新設により排出水量が増加しますが、一部製造ラインの廃止により、排出水量が同量減少するため、排出水量に変更はありません。

既許可又は届出記載事項の変更等の状況		別紙の添付状況	廃止予定の特定施設(号番号・基数・廃止予定年月日)
特定施設の構造	無・有	別紙1	・自動車部品製造ラインの新設にあわせて、一部製造ラインを廃止する予定。 ・これに伴い、66号電気めっき施設1基(2)、63号ホモ湿式スクラバー1基(4)を廃止します。 ・廃止予定年月日 平成 年 月 日  汚染状態 —— 減・ <u>変らず</u> ・増 排出水量 —— 減・ <u>変らず</u> ・増  (その理由) ・自動車部品製造ラインの新設により排出水量が増加しますが、一部製造ラインの廃止により、排出水量が同量減少するため、排出水量に変更はありません。 ・電気めっき施設及び塗装ブースの設置、電気めっき施設及び湿式スクラバーの廃止により、汚染状態、排出水量に変更はありません。
特定施設の使用の方法	無・有	別紙2	
汚水等の処理の方法	無・有	別紙3	
排出水の汚染状態及び量	無・有	別紙4	
排出水の排水系統別の汚染状態及び量	無・有	別紙5	
用水及び排水の系統	無・有	別紙6	
特定施設の設備	無・有	別紙7	

添付図面内訳		添付の状況
工場付近見取図(主要河川等への放流経路を含む)	別紙1関係	別図1
工場内の配置図(主要な施設の配置図を含む)	別紙2関係	別図2
特定施設の構造図(特定施設に関連する主要機械・主要装置、設備の配置図を含む)	別紙1関係 別紙1の2関係	別図3-1~3-4 別図4-1~4-4
施設の操業系統図(フローシート)	別紙2関係	別図5
工場内排水経路図(排水口の位置図を含む)	別紙3関係	別図6
汚水処理施設の構造図	別紙3関係	別図7
汚水処理施設の処理系統図(フローシート)	別紙3関係	別図8

特定施設の構造

工場・事業場内の全施設から当該施設を特定するために用いている番号、名称を記載。

工場又は事業場における施設番号	3	5
特定施設番号及び名称	66号 電気めっき施設	63号ホ 廃ガス洗浄施設
型 式	全自動バレル回転式 ( 社製 Z B - A 1 )	プッシュプル式対面型塗装ブース ( 社製 C 3 6 A )
構 造	槽材質：鋼板製 + 塩ビライニング 電極材質：鉛 ( 構造図：別図3-1のとおり )	材質：ステンレス製 ( 構造図：別図3-3のとおり )
主 要 寸 法	L H W 1.52 × 8.55m × 1.1m ( 別図3-2のとおり )	L H W 7.5 × 4.0 × 5.0m ( 別図3-4のとおり )
能 力	製品300kg/日	300個/日
配 置	めっき工場棟 1 階 ( 別図 2 のとおり )	めっき工場棟 1 階 ( 別図 2 のとおり )
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	平成24年 8 月24日	平成24年 8 月24日
工事完成予定年月日	着手後 3 月	着手後 3 月
使用開始予定年月日	完成後	完成後
その他参考となるべき事項	自動車備品製造ライン 床面：コンクリート(厚さ100mm)及び樹脂コーティング 周囲：防液堤を設け、流出を防止(コンクリート(厚さ100mm)及び樹脂コーティング、容量3.2m <sup>3</sup> ) (構造図は、別図3-1のとおり)	自動車部品製造ライン 密閉室で作業。 床面：ステンレス製、グレーチング、ためます設置 水槽：鋼板製、容量4m <sup>3</sup>

メーカー名、機種名等、施設を特定できる内容を記載。

施設の主要部分の材質を記載し、構造図を添付。

地下に設置している場合はその旨を記載。図面を添付。

防液堤等については、可能な場合、容量を記入してください。また、図面を添付してください。

備考 配置の欄には、当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

特定施設の設備

工場又は事業場における施設番号	3	5
特定施設号番号及び名称	66号 電気めっき施設	63号ホ 廃ガス洗浄施設
設 備	<p>施設に付帯する配管、排水溝、ためます等の設備名を記載。</p> <p>地上配管×1、フランジ×1</p>	<p>地下配管×1 排水溝×1 ためます×1</p>
	<p>設備欄に記載した設備の材質を記載 検知設備を有する場合も記載。図面を添付。</p>	
構 造	<p>地上配管：ステンレス製 フランジ：ステンレス製 (構造図は、別図4-1のとおり)</p>	<p>地下配管：ステンレス製 排水溝、ためます：ステンレス製 (構造図は、別図4-3のとおり)</p>
	<p>設備のうち、主なものについて寸法を記載。</p> <p>地上配管：直径75mm×30m フランジ：径120mm×16mm (別図4-2のとおり)</p>	<p>地下配管：直径75mm×60m 排水溝： 幅300mm×深さ200mm×10m ためます： 500mm×500mm×400mm (別図4-4のとおり)</p>
配 置	<p>設備が配置されている建物の名称・位置等を記載。 図面を添付。 地下に設置されている場合はその旨を記載。</p> <p>めっき工場1階 (配置は別図2のとおり)</p>	<p>めっき工場1階 (配置は別図2のとおり)</p>
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	平成24年 8月24日	平成24年 8月24日
工事完成予定年月日	着手後 3月	着手後 3月
使用開始予定年月日	完成後	完成後
その他参考となるべき事項	自動車部品製造ライン	自動車部品製造ライン

有害物質を処理した後、定量下限未満となった水が流れる配管等、有害物質を含む水が流れない場合には、構造等に関する基準が適用されないため、その旨を記載

- 備考 1 有害物質使用特定施設に該当しない場合には、本様式を提出することを要しない。  
2 配置の欄には、当該特定施設の設備の配置を記載すること。

**資料4 記載例 水濁法第5条第3項  
設置届（有害物質使用特定施設）  
～合流式下水道に、雨水も含め水の全量を放流する工場・事業場用～**

様式第1（第3条関係）（表面）

特定施設（有害物質貯蔵指定施設）設置（使用、変更）届出書

平成24年7月1日

兵庫県知事  
殿  
(市長)

〒 - 市 1 - 2 - 3  
届出者 株式会社  
代表取締役社長 印

水質汚濁防止法第5条第1項、第2項又は第3項（第6条第1項又は第2項、第7条）の規定により、特定施設（有害物質貯蔵指定施設）について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		株式会社 事業所	整理番号	
工場又は事業場の所在地		〒 市 1 - 2 - 3	受理年月日	年 月 日
第5条第1項関係	特定施設の種類		施設番号	
	有害物質使用特定施設の該当の有無	有 無	審査結果	
	特定施設の構造	別紙1のとおり。	備考	
	特定施設の設備（有害物質使用特定施設の場合に限る。）	別紙1の2のとおり。		
	特定施設の使用の方法	別紙2のとおり。		
	汚水等の処理の方法	別紙3のとおり。		
	排出水の汚染状態及び量	別紙4のとおり。		
	排出水の排水系統別の汚染状態及び量	別紙5のとおり。		
排出水に係る用水及び排水の系統	別紙6のとおり。			

様式第1 (裏面)

第5条第3項関係	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	<input checked="" type="checkbox"/> 有害物質使用特定施設 有害物質貯蔵指定施設		
	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり。		
	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13のとおり。		
	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14のとおり。		
	施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙15のとおり。		

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる番号及び名称（指定地域特定施設にあつては、名称）を記載すること。
  - 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙1の2を提出することを要しない。
  - 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
  - 4 印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
  - 5 印の欄には、記載しないこと。
  - 6 排水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限つて欄を設けること。
  - 7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
  - 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
  - 9 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。



## 届出事項内容

(第5条第3項、~~第6条第1項~~又は第7条関係)

事業場名                      株式会社                      事業所  
 担当者職氏名                      課  
 (電話)                      078 -                      -

<p>(工場の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当社の事業場では汎用エンジン部品工場を設置していますが、新たに自動車部品製造ラインを新設します。新設ラインのうち、クロムめっき施設1基(3)が66号電気めっき施設、部品塗装施設・塗装ブース(5)が63号水廃ガス洗浄施設に該当します。</li> <li>・これらはいずれも有害物質使用特定施設に該当します。</li> <li>・自動車部品製造ラインの新設により水量が増加しますが、排水は雨水も含めて全量下水道へ放流しており、公共用水域への放流はありません。</li> <li>・なお、当事業所は、現在、合流式下水道区域に位置しますので、公共用水域への排水(雨水を含む。)の放流はしていません。</li> </ul>		
既届出記載事項の変更等の状況	別紙の添付状況	
有害物質使用特定施設(有害物質貯蔵指定施設)の構造	無・有	別紙12
有害物質使用特定施設(有害物質貯蔵指定施設)の設備	無・有	別紙13
有害物質使用特定施設(有害物質貯蔵指定施設)の使用の方法	無・有	別紙14
用水及び排水の系統(搬入及び搬出の系統)	無・有	別紙15

添付図面内訳		添付の状況
工場付近見取図(主要河川等への放流経路等を含む)	別紙15関係	別図1
工場内の配置図(主要な施設の配置図を含む)	別紙12、13、14関係	別図2
有害物質使用特定施設(有害物質貯蔵指定施設)の構造図(施設に関連する主要機械・主要装置、設備の配置図を含む)	別紙12、13関係	別図3-1~3-4 別図4-1~4-4
施設の操業系統図(フローシート)	別紙14関係	別図5

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の構造

工場又は事業場における施設番号	工場・事業場内の全施設から当該施設を特定するために用いている番号、名称を記載。	
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質使用特定施設 (66号 電気めっき施設)	有害物質使用特定施設 (63号 廃ガス洗浄施設)
型 式	全自動バレル回転式 (社製 Z B - A 1)	プッシュプル式対面型塗装ブース (社製 C 3 6 A)
構 造	槽材質：鋼板製 + 塩ビライニング 電極材質：鉛 (構造図：別図3-1のとおり)	材質：ステンレス製 (構造図：別図3-3のとおり)
主 要 寸 法	L H W 1.52 × 8.55m × 1.1m (別図3-2のとおり)	L H W 7.5 × 4.0 × 5.0m (別図3-4のとおり)
能 力	製品300kg/日	300個/日
配 置	めっき工場棟 1階 (別図2のとおり)	めっき工場棟 1階 (別図2のとおり)
床 面 及 び 周 囲	床面：コンクリート(厚さ100mm)及び樹脂コーティング 周囲：防液堤を設け、流出を防止(コンクリート(厚さ100mm)及び樹脂コーティング、容量3.2m <sup>3</sup> ) (別図3-1のとおり)	床面：ステンレス製、グレーチング、ためます設置 水槽：鋼板製、容量4m <sup>3</sup> (別図3-3のとおり)
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	平成24年 8月24日	平成24年 8月24日
工事完成予定年月日	着手後 3月	着手後 3月
使用開始予定年月日	完成後	完成後
その他参考となるべき事項		

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の設備

工場又は事業場における施設番号	3	5
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質使用特定施設 (66号 電気めっき施設)	有害物質使用特定施設 (63号ホ 廃ガス洗浄施設)
設 備	<p>施設に付帯する配管、排水溝、ためます等の設備名を記載。</p> <p>地上配管×1、フランジ×1</p>	<p>地下配管×1 排水溝×1 ためます×1</p>
構 造	<p>設備欄に記載した設備の材質を記載 検知設備を有する場合も記載。図面を添付。</p> <p>地上配管：ステンレス製 フランジ：ステンレス製 (構造図は、別図4-1のとおり)</p>	<p>地下配管：ステンレス製 排水溝、ためます：ステンレス製 (構造図は、別図4-3のとおり)</p>
主 要 寸 法	<p>設備のうち、主なものについて寸法を記載。</p> <p>地上配管：直径75mm×30m フランジ：径120mm×16mm (別図4-2のとおり)</p>	<p>地下配管：直径75mm×60m 排水溝： 幅300mm×深さ200mm×10m ためます： 500mm×500mm×400mm (別図4-4のとおり)</p>
配 置	<p>設備が配置されている建物の名称・位置等を記載。 図面を添付。 地下に設置されている場合はその旨を記載。</p> <p>めっき工場1階 (配置は別図2のとおり)</p>	<p>めっき工場1階 (配置は別図2のとおり)</p>
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	平成24年 8月24日	平成24年 8月24日
工事完成予定年月日	着手後 3月	着手後 3月
使用開始予定年月日	完成後	完成後
その他参考となるべき事項	<p>有害物質を処理した後、定量下限未満となった水が流れる配管等、有害物質を含む水が流れない場合には、構造等に関する基準が適用されないので、その旨を記載</p> <p>自動車部品製造ライン</p>	

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備の配置を記載すること。

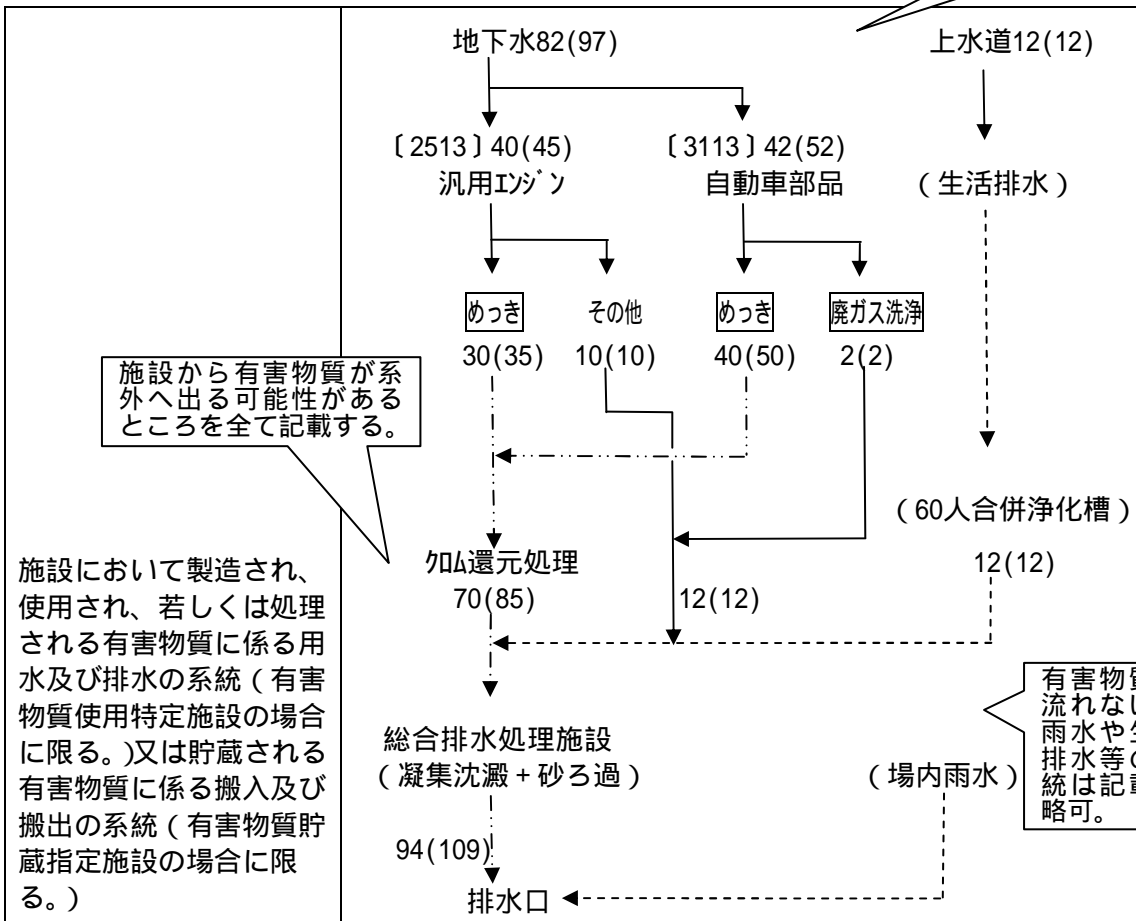
有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の使用の方法

工場又は事業場における施設番号	3	5
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質使用特定施設 (66号 電気めっき施設)	有害物質使用特定施設 (63号ホ 廃ガス洗浄施設)
設置場所	めっき工場1階 (配置は別図2のとおり)	めっき工場1階 (配置は別図2のとおり)
操業の系統	別図( 5 )のとおり	別図( 5 )のとおり
使用時間間隔	9:00~17:00	9:00~17:00
1日当たりの使用時間	8時間	8時間
使用の季節的変動	なし	なし
原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量(有害物質使用特定施設の場合に限る。)	苛性ソーダ 3kg・ %液で使用 濃硫酸 5リットル・ %液で使用 無水クハ酸 5kg・ %液で使用 (別途、上記薬品を有害物質貯蔵指定施設で混合し、めっき液として貯蔵) 処理対象物: 鋼板 500kg	洗浄液: 地下水 2 m <sup>3</sup>
貯蔵する有害物質の種類(有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。)	有害物質の製造、処理を行っている場合には、有害物質の種類と製造量、処理量を記載。	
その他参考となるべき事項	廃液は全量産廃として業者へ処理を委託。	

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、使用時間間隔の欄及び1日当たりの使用時間の欄には、それぞれ当該施設への有害物質を含む水の供給時における当該施設の使用時間間隔及び使用時間を記載すること。

用水及び排水の系統（搬入及び搬出の系統）

必要に応じて図面を添付。用水及び排水の収支を記載。



施設から有害物質が系外へ出る可能性があるところを全て記載する。

施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統（有害物質使用特定施設の場合に限る。）又は貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統（有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。）

有害物質が流れない、雨水や生活排水等の系省略可。

有害物質の保管場所、配管等の設備も記載。

[ ]内の数字は産業分類。数値は通常水量(最大水量)m³/日  
 凡例  
 —▶ 地上配管  
 - - -▶ 地下配管（埋設配管）  
 - - - -▶ 排水溝等  
 □ 有害物質使用特定施設

- ・ 無水クロム酸はトラックで搬入し、各原材料とともに薬品庫で保管。場内の有害物質貯蔵指定施設でこれらを混合し、めっき液として貯蔵。有害物質使用特定施設の稼働時に、めっき槽へ注入。
- ・ 床面及び周囲はコンクリート+樹脂コーティング。施設は防液堤内に設置。
- ・ 廃液は地下配管を通じ、還元処理後、総合排水処理へ。
- ・ 最終の処理水は、雨水とともに合流式下水道へ排除

用途別用水量	用途	使用水	用水量(m³/日)
	洗浄用水	地下水	82 (97)
	生活用水	上水道	12 (12)
	合計	-	94 (109)

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、用途別用水量の欄には記載しないこと。



**資料5 記載例 水濁法第5条第3項  
設置届（有害物質貯蔵指定施設）  
～全ての工場・事業場用～**

様式第1（第3条関係）（表面）

~~特定施設（有害物質貯蔵指定施設）設置（使用、変更）届出書~~

平成24年7月1日

兵庫県知事  
殿  
(市長)

〒 -  
市 1 - 2 - 3  
届出者 株式会社  
代表取締役社長 印

水質汚濁防止法第5条第1項、~~第2項又は第3項（第6条第1項又は第2項、第7条）~~の規定により、~~特定施設（有害物質貯蔵指定施設）~~について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		株式会社 事業所	整理番号	
工場又は事業場の所在地		〒 市 1 - 2 - 3	受理年月日	年 月 日
第5条第1項関係	特定施設の種類		施設番号	
	有害物質使用特定施設の該当の有無	有 無	審査結果	
	特定施設の構造	別紙1のとおり。	備考	
	特定施設の設備（有害物質使用特定施設の場合に限る。）	別紙1の2のとおり。		
	特定施設の使用の方法	別紙2のとおり。		
	汚水等の処理の方法	別紙3のとおり。		
	排出水の汚染状態及び量	別紙4のとおり。		
	排出水の排水系統別の汚染状態及び量	別紙5のとおり。		
排出水に係る用水及び排水の系統	別紙6のとおり。			

様式第1 (裏面)

第5条第3項関係	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質使用特定施設 <input checked="" type="checkbox"/> 有害物質貯蔵指定施設		
	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり。		
	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13のとおり。		
	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14のとおり。		
	施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙15のとおり。		

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる番号及び名称（指定地域特定施設にあつては、名称）を記載すること。
  - 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙1の2を提出することを要しない。
  - 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
  - 4 印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
  - 5 印の欄には、記載しないこと。
  - 6 排水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限つて欄を設けること。
  - 7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
  - 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
  - 9 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。



## 届出事項内容

(第5条第3項、~~第6条第1項~~又は第7条関係)

事業場名 株式会社 事業所

担当者職氏名 課

(電話) 078 - -

- ・ 当社では汎用エンジン部品工場を設置しており、電気めっき施設用にクロムめっき液（原材料）保管のための貯蔵用タンク（45リットル）を1基設置します（当社の施設管理番号C-1）。この1基が有害物質貯蔵指定施設該当します。
- ・ また、電気めっき施設からの発生する廃液は六価クロムを含むため、産業廃棄物として委託処理します。この廃液の保管のためのタンク（60リットル）を1基設置します（当社の施設管理番号W-1）。この1基が有害物質貯蔵指定施設に該当します。
- ・ 以上のため、有害物質貯蔵指定施設の設置届を提出します。

既届出記載事項の変更等の状況		別紙の添付状況
有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の構造	無・有	別紙12
有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の設備	無・有	別紙13
有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の使用の方法	無・有	別紙14
用水及び排水の系統（搬入及び搬出の系統）	無・有	別紙15

添付図面内訳		添付の状況
工場付近見取図(主要河川等への放流経路等を含む)	別紙15関係	別図1
工場内の配置図(主要な施設の配置図を含む)	別紙14関係	別図2
有害物質使用特定施設(有害物質貯蔵指定施設)の構造図(施設に関連する主要機械・主要装置、設備の配置図を含む)	別紙12、13関係	別図3-1～3-4 別図4-1～4-2
施設の操業系統図(フローシート)	別紙14関係	別図5

工場・事業場内の全施設から当該施設を特定するために用いている番号、名称を記載。

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の構造

工場又は事業場における施設番号	C - 1	W - 1
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質貯蔵指定施設	有害物質貯蔵指定施設
型 式	社製 A13型	× × 社製 W15型
構 造	タタ材質：FRP製 (構造図は、別図3-1のとおり)	タタ材質：鋼板製 + 塩ビライニング (構造図は、別図3-2のとおり)
主 要 寸 法	L W H 350 × 350 × 500 mm (別図3-2のとおり)	L W H 450 × 350 × 500 mm (別図3-4のとおり)
能 力	クロムめっき液 45 L	めっき廃液 60 L
配 置	施設 : 1号棟地上1階 主要機械 : 1号棟地下1階 に設置 (別図2のとおり)	1号棟地上1階 (別図2のとおり)
床 面 及 び 周 囲	床面 : コンクリート + 樹脂コーティング 周囲 : 防液堤 (50 L)	床面 : コンクリート + 樹脂コーティング、ステンレス製受け皿 周囲 : 側溝
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	平成24年 9月 日	平成24年 9月 日
工事完成予定年月日	着手後 1ヶ月	着手後 1ヶ月
使用開始予定年月日	完成後	完成後
その他参考となるべき事項		

メーカー名、機種名等、施設を特定できる内容を記載。

施設の主要部分の材質を記載し、構造図を添付。

地下に設置している場合はその旨を記載。図面を添付。

施設の床面及び周囲の構造等について記載。防液堤については、可能な場合、容量を記載。図面を添付。

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の設備

工場又は事業場における施設番号	C - 1	W - 1
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質貯蔵指定施設	有害物質貯蔵指定施設
設備	地下配管 × 4本 フランジ（C系列）× 8個 ポンプ（C系列）× 2個 検知設備 （電気伝導率計（製）） 防液堤	施設に付帯する配管、排水溝、ためます等の設備名を記載。  ポンプ（W系列） 受け皿 側溝
構造	地下配管：塩化ビニル製 フランジ：塩化ビニル製 ポンプ：鋼製+樹脂コーティング 検知設備：電極、検知器、記録計等 防液堤：コンクリート+樹脂コーティング （構造図は、別図4-1のとおり）	ポンプ：鋼製+樹脂コーティング 受け皿：ステンレス製 側溝：コンクリート+樹脂コーティング （構造図は、別図4-3のとおり）
主要寸法	地下配管：25×延べL2500mm ポンプ：L450×W400×H500mm 検知設備：L450×W120mm 防液堤：L500×W500×H200mm （別図4-2のとおり）	設備のうち主なものについて、寸法を記載。  ポンプ：L450×W400×H500mm 受け皿：L500×W400×H50mm 側溝：L520×W420×深さ50mm （別図4-4のとおり）
配置	施設：1号棟地上1階 主要機械：1号棟地下1階に設置 （別図2のとおり）	1号棟地上1階 （別図2のとおり）  設備が配置されている建物の名称・位置等を記載。図面を添付。地下に設置されている場合はその旨を記載。
設置年月日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	平成24年 9月 日	平成24年 9月 日
工事完成予定年月日	着手後 1ヶ月	着手後 1ヶ月
使用開始予定年月日	完成後	完成後
その他参考となるべき事項	有害物質を含む水が流れない場合には、構造等に関する基準が適当されないので、その旨を記載	

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備の配置を記載すること。

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の使用の方法

工場又は事業場における施設番号	C - 1	W - 1
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質貯蔵指定施設	有害物質貯蔵指定施設
設置場所	施設 : 1号棟地上1階 主要機械 : 1号棟地下1階に設置 (別図2のとおり)	1号棟地上1階 (別図2のとおり)
操業の系統	原材料の受け入れ (別図5のとおり)	廃液の貯蔵 (別図5のとおり)
使用時間間隔	1ヶ月に1回 (8:00~10:00)	8:00~17:00
1日当たりの使用時間	2時間	9時間
使用の季節的変動	なし	なし
原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量(有害物質使用特定施設の場合に限る。)		
貯蔵する有害物質の種類(有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。)	無水クロム酸5kg・%液で貯蔵	無水クロム酸廃液を貯蔵
その他参考となるべき事項	クロムめっき液として自動車部品製造ラインで使用。月1回新規供給。	自動車部品製造ラインからの廃液。産業廃棄物として委託処分。

図面を添付。  
地下に設置されている場合はその旨を記載。

施設を含む操業系統を別図で記載

貯蔵する有害物質の種類を記載

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、使用時間間隔の欄及び1日当たりの使用時間の欄には、それぞれ当該施設への有害物質を含む水の供給時における当該施設の使用時間間隔及び使用時間を記載すること。

用水及び排水の系統（搬入及び搬出の系統）

<p>施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統（有害物質使用特定施設の場合に限る。）又は貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統（有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。）</p>	<p>搬入業者がトラックで原材料を1回/月の頻度で搬入。薬品倉庫で保管。                  原材料：苛性ソーダ、濃硫酸、無水クロム酸（粉体）等                  （台車で運搬）</p> <p><b>有害物質貯蔵指定施設</b>（タケC-1に手作業で各種原材料を投入し、めっき液を作成後、貯蔵。床面はコンクリ+樹脂コーティング。防液堤設置。）</p> <p>（ポンプ）                  （地下配管：塩化ビニル製）</p> <p>有害物質使用特定施設</p> <p>（ポンプ）                  （地下配管：塩化ビニル製）</p> <p><b>有害物質貯蔵指定施設</b>（タケW-1に廃液を貯蔵。床面はコンクリ+樹脂コーティング。ステンス受け皿、側溝設置。）</p> <p>引き抜き</p> <p>産廃業者へ処理委託（タンクローリーで引き抜き）</p>		
<p>用途別用水使用量</p>	<p>用途</p>	<p>使用水</p>	<p>用水使用量(m<sup>3</sup>/日)</p>
<p>（この表は斜線で示され、記載内容がない。）</p>			

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、用途別用水使用量の欄には記載しないこと。